



事業主の皆様へ

平成30年5月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

新緑の季節、そろそろツバメの雛たちの可愛い姿が見られるようになりますね。皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。

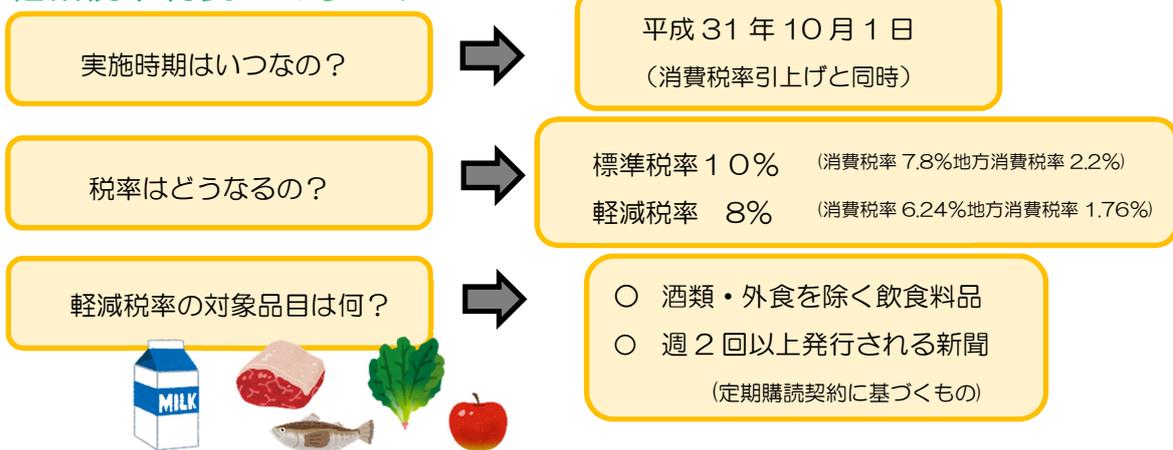
さて今月は、軽減税率制度、労働基準監督署の監督指導業務、被扶養者の確認とマイナンバーに関してなどをお知らせいたします。

消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年10月～

消費税及び地方消費税の税率が平成31年（2019年）10月1日に現行の8%から10%に引き上げられます。また、これと同時に、**10%への税率引き上げ**に伴う低所得者に配慮する観点から、消費税の「**軽減税率制度**」が実施されます。

軽減税率制度ってなに？



日々の取引や経理にどのような影響があるの？



課税事業者の方…軽減税率対象品目の売上がなくても、軽減税率対象品目の仕入れ(経費)があれば対応が必要です。

免税事業者の方…課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率対策補助金

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「**軽減税率対策補助金**」の制度があります。（注）リースによる導入も補助対象となります

《軽減税率対策補助金の2つの申請類型》

A型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修するときに使える補助金です。

- 補助率**… ①導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4
②導入費用が3万円以上の場合：2/3
③タブレット等の汎用機器：1/2



補助額上限… レジ1台あたり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。**複数台を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。**

補助対象… レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用

補助対象期間（複数税率対応レジおよびレジシステムの導入又は改修を終え、支払を完了する期間）
平成31年9月30日までに事業完了

申請… 機器購入または改修を終え支払いを完了後、平成31年12月16日までに申請

B型（電子的受発注システムの改修支援等）のポイント

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、**複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合**に使える補助金です。

補助率… 2/3

補助額上限… 小売事業者等の発注システムの場合：1000万円
卸売事業者等の受注システムの場合：150万円
発注システム・受注システム両方の場合：1000万円

補助対象… 電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムの入替、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替

申請サポート等… 専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います

申請… ①システム改修等の場合：平成31年6月28日までに交付申請書を提出
※契約、作業着手前に交付申請が必要です

平成31年9月30日までに改修・入替・支払の完了

平成31年12月16日までに事業完了報告書を提出

②パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合：導入後に申請
（申請受付期間は平成31年12月16日まで）

申請手続き等、詳しくはリヴル総研までお問い合わせください。

労働基準監督署 監督指導業務について

平成30年度における労働基準監督行政の重点課題をお知らせします。

①働き方改革の推進に向けた労働時間に関する法制度の周知徹底

時間外労働協定（36協定）の適正化に係る指導を徹底します。

時間外労働時間数で月45時間以上、年間360時間以上の事業所様は見直しをおすすめします。

②長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

③※第13次労働災害防止計画を踏まえた労働災害を防止

※厚生労働省は、過労死やメンタルヘルス不調への対策の重要性が増していることや、就業構造の変化及び労働者の働き方の多様化を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めました。



「被扶養者資格の再確認」と「マイナンバーの確認」

6月上旬より、協会けんぽからお知らせが届きます。お知らせの内容は、例年実施している「被扶養者資格の再確認」、および平成30年度は、協会けんぽが管理している基本情報と住民票の情報が相違している等の理由から、マイナンバーが未登録の方を対象に、マイナンバーの確認です。

①被扶養者資格の再確認

・確認の対象となる方

平成30年4月1日時点で、福井支部に加入している18歳以上の被扶養者様（任意継続被保険者の被扶養者様を除く）

②マイナンバーの確認

・確認の対象となる方

被扶養者様および70歳以上の被保険者様のうち、マイナンバーが未登録となっている方。

①②について、確認が必要となる対象者がいない事業所様へはリスト等をお送りいたしません。

・送付先および送付時期

送付先：事業所様宛

送付時期：平成30年6月中旬から7月中旬（順次送付）

ご不明な点等がございましたら、リヴル総研までお問い合わせください。

6月も年金無料相談会を開催します

当社の年金専門社労士が年金のご相談にのります。より多くの方がご相談出来ますように、6月は土曜日に開催いたします。

日時 平成30年6月16日(土) 9:00~12:00

場所 リヴル総研 会議室



私は年金いつからもらえるの？
仕事を続けていると、もらえる年金はどうなるの？障害年金ってなに？

どんなに些細なことでも
ご相談にのります。お電話でも
ご相談できます。御気軽にお電話下さい。



労働保険料年度更新が始まります

労働保険料年度更新の時節になりました。個別（事務組合未加入）の事業所様につきましては、これから申請が始まります。労働局からの封筒がお手元に届きましたら、リヴル総研までご連絡下さい。また、平成29年4月から平成30年3月までの賃金台帳が必要となります。（賃金締日と支払日によりましては、平成29年5月から平成30年4月）

事務組合にご加入の事業所様については、既に申請が終了しております。ご協力ありがとうございました。

今月のお庭の話

5月に入り、チューリップ等は終わりましたが、その分バラは満開と言えるほどに開花しました。大雪の被害にあったとは思えないほど、立派に咲いたので本当に嬉しいです。

カビの一種である黒星病がバラ全体に発症しましたが、それでも満開に咲いたので、頑張って育てた甲斐がありました。会社の方から「綺麗だね」「自宅に飾りたい」との声を頂きました。お客様からも「社内に飾りたい」とおっしゃって頂き、とても嬉しく思います。これからも、お越し頂いたお客様やリヴルガーデンの前を通られる方々が喜んで頂けるよう、花壇の手入れを頑張っていきます。



ぜひ、リヴル総研のバラを見に来てください。好きなバラをプレゼント致します。6月17日は父の日です。父の日は黄色いバラを贈る風習がありますね。



総務の仕事でお困りになっている方はいらっしゃいませんか？

人事労務、助成金、年金相談、給与計算など、ご相談がございましたらご連絡下さい。

私たちは総務の仕事お助け隊です！ よろず相談所リヴル総研！！

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0

<http://www.libresouken.com/>

※無断転用を禁じます